

後期高齢者医療制度のお知らせ

～ 減額認定証、医療費通知の発行について～

◆ 減額認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証）が新しくなります

現在後期高齢者医療の減額認定証をお持ちの方について、減額認定証の有効期限が平成24年7月31日までとなっておりますが、7月中に新しい認定証を郵送いたしますので、8月以降は新しい認定証を使用してください。

また、後期高齢者医療被保険者のうち減額認定証をお持ちではない方で、下記の交付対象者に該当する場合は、申請により減額認定証が交付されますので、保健福祉課福祉係までお申し出ください。

※減額認定証の交付対象となるのは、次の区分Ⅰまたは区分Ⅱに該当する方です。

区分Ⅱ	・世帯全員が住民税非課税である方
区分Ⅰ	・世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方
	*世帯全員の所得が0円の方 (公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下の方)
	*老齢福祉年金を受給されている方



(色はオレンジです)

◆ 医療費通知の発行を希望される方へ



被保険者の皆様に健康や医療に対する理解を深めていただくため、皆様の医療費を半年ごとにまとめて、発行をご希望の方に医療費通知を送付しています。

今回の発行は9月（平成24年1月～6月の医療費が対象）に行います。

～ 新たに医療費通知の発行をご希望の方はご連絡ください～

新たに医療費通知の発行をご希望の方は、お手数ですが北海道後期高齢者医療広域連合または小平町保健福祉課福祉係へご連絡ください。（電話でのご連絡だけで手続きできます）



- すでに「発行希望」のご連絡をいただいている方につきましては、継続して発行しますので、再度のご連絡は必要ありません。
- 受診年月、診療を受けた医療機関名・診療区分・日数・医療費の総額（10割の金額）を記載しています。
- ※この通知を確定申告等の「医療費控除」の領収書の代わりとすることはできません。



問い合わせ先	北海道後期高齢者医療広域連合	☎ 011-290-5601
	小平町保健福祉課福祉係	☎ 56-2111 (内線 287)